令和９年度

NPO 法人　子育て支援　キッズスペース

# さいたま市放課後児童クラブ　キッズスペース

（つばさ・みらい・たいよう・こころ）

# 入室のご案内

| 入　室　申　込（持参又は郵送） | | |
|---|---|---|
| 受付場所 | | キッズスペースつばさ　・　みらい　・　たいよう　・　こころ　・　事務局<br>※郵送の場合は、事務局宛てに１１月３０日必着でお願いします。 |
| 受付期間 | 月～金 | 令和８年１１月９日（月）～令和８年１１月３０日（月）<br>（日祝は除く）　１３：００　～　１９：００ |
| | 土曜日 | 「キッズスペースつばさ」でのみ受付<br>（土曜日）　　１３：００　～　１７：００ |

※場合によっては受付場所が変更になります。H.P を必ずご確認ください。

※入室申込書類は、お近くのクラブ、キッズスペース事務局にお持ちいただくか、キッズスペース事務局へ郵送でお送りいただくかのどちらかでお願いします。

※郵送の場合は、事務局に１１月３０日必着です。また、遠方からの転居などの理由で持参が難しい場合も、事務局宛てに郵送してください。

※追加受付は、欠員がある場合にのみ行います。

※令和８年１０月１日～令和９年４月末までに転入予定の方で、令和９年４月から入室をご希望の場合は、受付期間終了後も令和９年１月６日（水）まで、申し込みを受け付けます。

## ■ 放課後児童クラブとは　※さいたま市の文書より

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間児童の面倒を見ることができないことが常態(※)となっている小学校１年生から６年生までの児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

※【常態とは】午後２時３０分以降保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち３日以上ある状態が１か月以上続き、施設を週３日以上利用する必要がある状態をいいます。

## 目　次


設置の目的、育成支援の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

開室時間と閉室日　一日の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

入室の対象となる児童・入室できる期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

育成料等の納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

入室までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～４

入室申込みに必要な書類・注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6

お問い合わせ先・キッズスペースクラブ一覧　・・・・・・・・・・ 6


さいたま市公式子育て情報サイト

**さいたま子育てWEB**

https://www.city.saitama.lg.jp/kosodate/index.html

子育てに関する情報が掲載されておりますので、
申込みの際には参考としてください。

## ○ 設置の目的

放課後児童クラブは、小学校及び特別支援学校等に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童を対象として、授業の終了した放課後、及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日に、クラブにおいて家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成をはかることを目的とすると共に、仕事と子育ての両立支援をはかる施設です。

NPO法人 子育て支援 キッズスペースでは、さいたま市より委託を受け、放課後児童クラブの運営を行います。子どもたちの豊かな生活のために保護者、放課後児童支援員(以下、支援員)、理事が協力して役割分担や運営にあたります。（行政主導の公的な放課後児童クラブとは異なります）

## ○ 育成支援の基本方針

・子どもを中心に保護者、支援員等が協力し、異年齢集団の特性を生かした育成を行います。
・一人一人が大切にされ、仲間や支援員と楽しく遊び・生活できるよう環境づくりを行います。

## ○ 開室時間と閉室日　一日の流れ

【開室時間】学校の授業のある日 ・・・ 放課後 ～ 午後7時 00 分
学校の授業のない日 ・・・ 午前8時00分 ～午後7時00分
早朝利用・・・午前 7 時 30 分～午前8時 00 分 ※土曜日は除く
延長利用・・・午後7時 00 分～午後 7 時 30 分 ※土曜日は除く

【閉室日】 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

＊ 台風、大雪などのため休校、学級閉鎖等がある場合、その趣旨を踏まえ児童の安全を図るため 自宅で待機するようお願いいたします。

【一日の流れ　例】

| 学校のある日 | | 土曜日・夏休み等 | |
|---|---|---|---|
| | 開室 | 7:30 | 早朝利用（月～金のみ） |
| 14:30 | 児童登室<br>手洗い | 8:00 | 開室<br>児童登室<br>手洗い |
| | 学習タイム（宿題・個別学習） | 9:00 | 学習タイム（宿題・個別学習） |
| | 自由遊び・集団遊び （公園等） | | 自由遊び・集団遊び(公園等) |
| 16:00 | おやつ | 12:00 | 昼食(お弁当)・休憩 |
| | 自由遊び | | 自由遊び・集団遊び |
| | 片付け 帰りの準備 | 15:00 | おやつ 自由遊び |
| 19:00 | 閉室→延長利用実施 | | 片付け 帰りの準備 |
| | （事前申込の必要有り） | 19:00 | 閉室→延長利用実施(土曜はなし) |
| 19:30 | 延長利用終了 | | (事前申込の必要有り) |
| | | 19:30 | 延長利用終了 |

## ○ 入室の対象となる児童・入室できる期間

入室対象となるのは、原則として以下の①～④のすべてを満たす児童です。

① 市内に住所を有し、小学校に通う１年生から６年生までの児童であること
② 週３日以上の施設利用が必要であること
③ 児童クラブへの登室や身の回りのことを一人でできること
④ 保護者が下表のいずれかの事情により、午後２時３０分以降児童を見ることができない日が週（月～土のうち）３日以上ある状態が１か月以上続くこと

※学校長期休業期間（春、夏、冬休み）中は、週（月～土のうち）３日以上かつ開室時間のうち３時間以上、就労等で児童の面倒を見ることができなければ、１か月未満であっても入室可能。
※育児休業取得期間中は、原則入室の対象となりません。年度途中で復職予定の方は、
①4 月から入室をする（利用の有無に関わらず、育成料等を支払う）
②特別申請として、復職前から申請し、復職時に利用する（年度途中での入室）
どちらかになります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

| No. | 入室事由 | | 入室期間 |
|---|---|---|---|
| １ | 就　　労 | 居宅外または居宅内で労働していること | 就労している期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。<br>ただし、上記④を満たす就労でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。 |
| ２ | 求職活動 | 求職活動をしていること | 入室した日から２か月。<br>ただし、この間に上記④を満たした就労を開始し、就労証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（3月３１日）まで延長します。 |
| ３ | 就　　学 | 就学していること | 就学している期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。<br>ただし、上記④を満たす就学でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。 |
| ４ | 出　　産 | 保護者が出産予定であること | 出産予定日を含めた、最長３か月以内の期間。 |
| ５ | 病　　気 | 疾病もしくは負傷している状態にあること | 左記事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末（3月３１日）まで。 |
| | 障　　害 | 心身に障害を有していること | |
| | 看護・介護 | 同居および別居の親族を常時看護・介護していること | |
| ６ | 災　　害 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること | 災害復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（3月３１日）まで。 |

※令和１０年度も入室を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。

※入室希望者が定員を超えた場合は、ご希望に添えず入室できないことがあります。

## ○ 育成料等の納付

・毎月 ２０日が育成料等の納付期限（口座振替日）となります。２０日が土曜日、日曜日および国民の祝日等の場合は、金融機関等の翌営業日が納付期限（口座振替日）となります。

・早朝利用料は一括払い、延長利用料は利用日×５００円を翌月に請求します。すべて口座振替となります。

・育成料等の未納が３カ月続いた場合は、原則として退室となります。（育成料等はお支払いただきます）

・入室が決定した場合、育成料等の納付については、原則として口座振替をお願いしております。令和８年度「キッズスペース」在籍の方は、これまでご登録いただいている口座から育成料等を振替させていただきます。（令和９年度、利用クラブが変わった方や口座を変更したい方は、新たに手続きが必要となります）

**★令和９年度より、事前請求（事前支払い）ではなく事後請求（事後支払い）となります。**
**★４月分の育成料等は、５月２０日(木)にご指定の口座から引き落としさせていただきます。**
**★請求の際には、延長利用料等も合算して引き落としの手続きをします。**

## ○ 入室までの流れ

### ■ 審査・選考について

・入室を希望される方が各放課後児童クラブの定員を超えた場合は、申込み順や抽選ではなく、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数等）や世帯状況等を指数化し、その指数が高い方から入室となります。そのため、入室選考の結果、入室できない場合があります。

・保護者の「入室を必要とする理由を証明する書類（就労証明書・診断書等　※５ページ参照）」が提出されない場合は、審査できないため入室対象となりません。

・保護者以外の同居者分の「入室を必要とする理由を証明する書類（就労証明書・診断書等※５ページ参照）」が提出されない場合は、優先順位が低くなることがあります。

・申込み内容について、電話等により確認する場合があります。

・お子さんの発育状況や生活習慣の様子等をより理解するために、入室前に面談等をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

## ■ 選考から入室までの流れ

**４月入室　申し込み受付　令和８年１１月９日（月）～１１月３０日（月）**

【選考の対象者】
○申込みをした方

【選考結果通知】
「放課後児童クラブ入室可否決定通知書」を郵送します。
※通知に関するお問い合わせは、１月２１日（木）から受け付ける予定です。

入室できる方

入室できなかった方

**待機繰上入室**

入室選考の結果、待機となった方は、取下げや退室など、欠員が生じた場合に、待機順に繰上りで入室のご案内をいたします。

【繰上入室の対象者】
○待機となった方

【待機繰上り通知】
事務局より、直接電話で連絡します。
※例年、繰上入室は、年度途中で、時期は未定です。

入室が決まった方

通知郵送は１月20.日頃（予定）

**追加選考**

４月入室申込の待機者がすべてなくなり、その後欠員が生じた場合のみ、追加選考を行います。

【追加選考の対象者】
○申込みをした方

【選考結果通知】
「放課後児童クラブ入室可否決定通知書」を発送します。

入室が決まった方

**２月１３日（土）に入室説明会を開催しますので、予定しておいてください。時間・場所につきましては、承認通知にてお知らせします。（新規利用の方は、必須となります。）**
※継続利用の方の説明会は３月６日（土）に実施予定です。
なお、申込内容（住所、家族状況、勤務先、勤務時間等）に変更がある場合は、速やかに事務局までお申し出ください。

年度途中で入室の場合は、入室クラブで説明します。

**４ 月 入 室**

**随 時 入 室**

※入室できなかった方への通知は初回のみとなり、それ以降は入室が決定した場合に再度通知します。

## ○ 入室申込みに必要な書類　及び　注意事項

<table>
<tr><td colspan="4">１　入室申込書（家族状況調書・児童の記録）　※入室希望児童１人毎に１枚必要となります。</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　入室を必要とする理由を証明する次のいずれかの書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 就労</td><td>就労証明書<br>※必ず、同封の所定の様式を使用してください。<br>※採用予定または入室基準を満たしていない就労証明書を提出する場合は、あわせて誓約書もご提出ください。また、入室後２か月以内に就労証明書（採用予定の方は勤務開始後に証明されたもの、入室基準を満たしていない方は基準を満たしたもの）を再提出する必要があります。</td><td rowspan="8">保護者および<br>１８歳以上の同居の親族等で、入室を必要とする理由がある方全員</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 求職活動</td><td>誓約書</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 就学</td><td>在学（入学）証明書・合格通知書、カリキュラム等</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ 出産</td><td>母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤</td><td>病気</td><td>医師の診断書（保育困難であることが明記されているもの）</td></tr>
<tr><td>障害</td><td>障害者手帳の写し</td></tr>
<tr><td>看護・介護</td><td>介護申立書、看護・介護対象者の下記の書類<br>①障害者手帳の写し　②介護保険証の写し　③医師の診断書</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥ 災害</td><td>り災証明書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="4">３　利用区域図（ご自宅の位置確認）</td></tr>
<tr><td colspan="4">４　減額申請書</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親家庭・兄弟在籍・市民税非課税・生活保護受給世帯の理由により減額をうける場合のみ</td><td>減額申請書　所定の様式を使用してください。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">５　【市民税非課税減額申請者のみ】令和８年度（令和７年分）の市町村民税額がわかるもの</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">① 令和８年１月１日現在、さいたま市に居住していた方</td><td>令和８年度市民税所得証明書<br>※各区課税課で発行</td><td rowspan="2">保護者および同居又は二世帯住宅や同一敷地内別棟居住の祖父母</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 令和８年１月１日現在、さいたま市に居住していなかった方</td><td>令和８年度市町村民税所得証明書［市町村民税額が記載されているもの］　※令和８年１月１日現在居住していた市区町村で発行</td></tr>
<tr><td colspan="4">６　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 生活保護受給中の方</td><td>生活保護受給証明書　※各区福祉課で発行</td><td rowspan="2">保護者および同居又は二世帯住宅や同一敷地内別棟居住の祖父母</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受給中の方</td><td>支援給付受給証明書　※各区福祉課で発行</td></tr>
<tr><td colspan="2">③　離婚・未婚・死亡による配偶者の不在</td><td>戸籍謄本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し　等</td><td></td></tr>
</table>

■注意事項

上記以外の書類を請求させていただく場合がありますので、ご了承ください。

・各証明書類は、３か月以内に発行されたものの提出を原則とします。

・申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効になります。

・二世帯住宅や同一敷地内別棟の居住者も、同居者として取り扱います。

・申込内容（住所、家族状況、勤務先、勤務時間等）に変更があった場合は、速やかにクラブまたは事務局に連絡後、必要な書類を提出してください。

・ひとり親家庭・兄弟在籍・市民税非課税世帯・生活保護受給世帯で減額を受ける場合は、必ず減額申請書を提出してください。
※申し込み時に提出できなかった添付書類や申込内容変更届は、受付締切日令和８年１１月３０日(月)までに各クラブまたは事務局に提出してください。
※保護者以外の方の２の書類が提出されない場合は、優先順位が低くなることがあります。
・本来の学区内の放課後児童クラブに入室できないため、区域外入室をする場合は「不承認通知等」証明書を提出いただきます。
※提出書類の個人情報は、育成支援以外の目的では使用しません。

■入室希望クラブ
必ず第１希望・第２希望・第３希望・第４希望のクラブ名をお書きください。
定員を超えた場合は、第２希望・第３希望・第４希望のクラブになる場合もありますので、ご了承ください。

■お問い合わせ

| | |
|---|---|
| NPO 法人事務局 | 〒３３１－０８２２<br>さいたま市北区奈良町１２８－２３<br>電話　６９９－２３１０　（FAX） ６９９－２３１８<br>平日　10時00分～16時30分 |

ホームページ　　http://www.kids-space-afterschool.org
メールの場合は、上記 HP 内のお問い合わせフォームよりご連絡ください。

■NPO 法人　子育て支援　キッズスペース　放課後児童クラブ一覧

| | |
|---|---|
| キッズスペースつばさ | さいたま市北区宮原町３－９０２－４つばさ小学校内<br>電話（FAX） ６６８－１６６４ |
| キッズスペースみらい | さいたま市北区日進町２－１６２４－1<br>電話（FAX） ７８２－６５１５ |
| キッズスペースたいよう | さいたま市北区宮原町２－１６－１（2 階）<br>電話（FAX） ７８０－２８２６ |
| キッズスペースこころ | さいたま市北区宮原町３－５３ メゾネットまりえ 1 号室<br>電話（FAX） ７２９－８５９０ |
| | |
| キッズスペースきぼう | さいたま市北区別所町４２－７<br>電話（FAX） ７７８－８７８６ |

# キッズスペース　育成料 つばさ・みらい・たいよう・こころ

令和9年度
（単位:円）

| 入室金 | 15,000円 | 初回利用時に徴収します |
|---|---|---|

月利用料

| | 1年生2年生3年生<br>（平日利用） | 4年生　5年生<br>（平日利用） | 6年生<br>（平日利用） | 4年生<br>（週3回利用） | 5年生<br>（週3回利用） | 6年生<br>（週3回利用） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 指導料<br>（運営管理費を含む） | 15,000 | 11,500 | 9,500 | 10,000 | 8,500 | 7,500 |
| おやつ代 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 教材行事消耗品費 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| **月合計** | **18,500** | **15,000** | **13,000** | **12,500** | **11,000** | **10,000** |
| 減額対象者月合計 | 17,500 | 14,000 | 12,000 | 11,500 | 10,000 | 9,000 |

季節利用料・・・夏季期間（7月8月）は、それぞれ1か月につき【5,000円】ずつが加算されます。

早朝利用料・・・学校休業日に7:30～8:00の利用で【年間10,000円】

延長利用料・・・19:00-19:30の間の利用で【1回500円】

土曜利用料・・・土曜利用は【1回700円】

**≪料金変更≫※令和9年4月1日より、早朝利用料【年間10,000円】、延長利用料【1回500円】に変わります。**

（注意）

① 正当な理由がなく3ヶ月滞納しますと退室となります。

・未納金については、お支払いいただきます。

② 減額対象は（単親家庭、兄弟在籍者、市民税非課税世帯、生活保護受給世帯）です。

・利用料1,000円の減額となります。

・兄弟の減額は、上の学年のお子さんのみとなります。

・減額対象理由が重なった場合でも、減額は1項目のみ対象となります。

③ 季節、早朝、延長、土曜の各利用料の減額はありません。

④ 生活保護受給世帯は別途ご相談ください。

⑤ 育成料等については、口座振替になります。（早朝・延長・土曜利用料も口座振替となります）

⑥ 4・5・6年生の週3回利用は月～土で選択してください。
（土曜日を含む週3日利用の場合、土曜利用料は発生しません）

⑦ 運営管理費は、法人全体の保険や行事、安全対策費、事務局関連費など、運営全般に関する費用です。